

2019年1月30日 第41回補装具評価検討会（I類） 議事要旨

○日時 平成31年1月30日（水）13:30～16:30

○場所 国立障害者リハビリテーションセンター 本館中会議室

○出席者

（委員）※敬称略

樫本修、飛松好子、森本正治、芳賀信彦、山内繁

（オブザーバー）※敬称略

山崎伸也、我澤賢之、石渡利奈、白銀暁、宇田川竜吾、谷田良平

（厚生労働省）

秋山福祉用具専門官、今釜係長

○議題

（1）完成用部品指定申請に係る審査について

○議事

・本検討会については、個別の製品について申請の可否を審査するものであることから、会議は非公開とし、議事の内容については、その要旨を速やかに公表することとしている。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第23項及び第76条第2項に基づく、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）の別表の1の（1）のオ、（2）のオ、（3）のオ、（4）のオ及び2の（1）の完成用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めることとしている。

・具体的には、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」を定めて通知しており、指定の申請があった部品について本検討会において審査することとしている。

・平成30年度完成用部品指定申請の審査の結果、新規申請は197件中、142件を合格とし、変更・削除は申請のあった222件中、200件を、継続は申請のあった3,023件の全てを合格とした。

・新規申請において不合格となった理由は以下のとおり。

○フィールドテスト評価の症例数が不足している。

○フィールドテスト評価の実施機関数が不足している。

○製作に用いる材料であり、完成用部品ではない。

○加工が不要な既製品であり、製作に必要な完成用部品とは認められない。

<照会先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話 03-5253-1111（内線3073）